

土石採取行為に係る自然保護協定のこれまでの経過について

1 自然保護協定締結の経過

協定締結日	事業内容	面積 (㎡)	事業期間
H 6. 5. 10	土石の採取	37,159	H6. 5. 10 ~H 8. 5. 9
H 8. 6. 17	(土石の採取)	48,144	(H6. 5. 10) ~H13. 5. 9
H13. 5. 31	(土石の採取)	(48,144)	(H6. 5. 10) ~H18. 5. 9
H18. 5. 10	(土石の採取)	(48,144)	(H6. 5. 10) ~H24. 5. 9
H24. 5. 10	(土石の採取)	(48,144)	(H6. 5. 10) ~H30. 5. 9
H30. 5. 10	(土石の採取)	(48,144)	(H6. 5. 10) ~H36. 5. 9
(R6. 5. 10)	(土石の採取)	(48,144)	(H6. 5. 10) ~R12. 5. 9

2 前回の市長意見（平成30年5月2日）

- (1) 土石採取現場の地権者、隣接者及び周辺住民と十分に話し合いの場を持ち、その意見収集を図り、現場の採石行為に反映させること
- (2) 周辺住民に対し騒音等の公害の影響を及ぼさないよう配慮するとともに、発生時には、誠意をもって速やかにその解決にあたること
- (3) 緑化については、採石が終了した部分から速やか且つ計画的に実施し、植樹後も緑化が定着するまで継続して管理し、必要であれば補植等の措置を講ずること
- (4) 土石採取現場の掘削場所を埋め戻す場合は、地下水等への汚染の心配から、有害物質を含む残土、廃材等を使用しないこと
- (5) 現在実施している緑地化の進捗状況の報告のほか、埋戻しについても進捗状況を報告すること
- (6) 採石場へ侵入することができるため、子供が採石場に入り、崖下に転落する等の事故が懸念されることから、出入口に柵を設ける等、簡単に人が入れなくする対策を講じ、各種事故防止に努めること

3 植樹状況

鉦山緑化としてコナラ、クヌギ等の広葉樹を植樹しており、今後、掘削箇所を埋戻し、平地部についても植樹を行っていく予定。

4 公害・苦情

平成30年から令和6年（4月10日現在）で、市民から騒音等の苦情は、寄せられていない。